

はしがき

本書の目的は、個人が家族のために設定する、いわゆる**民事信託の税務**の取扱いを正しく知ってもらうことです。

本書を読んでいただきたいのは、主に税理士をはじめ、弁護士や司法書士など専門家の方です。

とはいえ、このような専門家ではない方が読んでも理解がたやすいよう、分かりやすい解説に努めました。

信託を初めて知ろうとする一般の方にも、ぜひ読んでいただきたいです。

「民事信託の税務」は、個人であるのに法人税が課税される場合があるなど、難解とされています。しかし一方で、とても便利で使い勝手が良い制度でもあります。

筆者は現在税理士ですが、税理士になる前は、約30年の長きにわたって信託銀行に勤務していました。信託銀行では、遺言信託などの相続業務に長く携わりました。あるきっかけにより信託銀行を退職し、税理士となる決断をしたのですが、税理士になっても収入を得るあてはありませんでした。また、税理士としてのスタートも遅いことから、同業との差別化を図る必要があると考え、「信託銀行での相続業務経験を活かし、信託と相続に関する税金のプロになる」という目標を設定しました。

とはいえ、信託銀行の業務ではない民事信託の仕組みやその税務について、当時はほとんど何も知らない状態でしたので、信託税制の勉強を真剣に始めました。正確に数えていませんが、概ね300種類以上の書籍や論文等に学び、研究をして信託税制に関する論文も書きました。

このような学習・研究と実務経験を経て、筆者は「民事信託は使える。信託銀行より便利だ」ということを実感しました。本書もこのような立場から書かれています。

また、「民事信託による節税はできない」という声をよく聞きますが、「そんなことはない」というのが筆者の結論です。本書は民事信託の節税効果についても、その実際のところを解説しています。

民事信託の税務には、国税庁などから明確な見解が出されておらず、不明確な点が多く存在します。そのような不明確な点について、多くの実務書などでは「慎重に対応すべき」と述べるに留まるのみで、結論が書かれていません。

一方、本書では、そのような不明確な点について、あえて掘り下げています。筆者の見解も、極力明確な根拠を示したうえで、随所に盛り込んでいます。

もちろん、筆者の見解が必ずしも正解とは限りません。それでもあえて不明確な点を掘り下げて著者の見解を示したのは、多くの専門家が過度に税務リスクを恐れるあまり、有用な制度である民事信託の活用機会を失うのを防ぎたいからです。また、読者諸氏が筆者の見解を契機として、さらに検討を重ねていただきたいからです。検討の結果、新たな見解が生まれれば、それで本書の目的は達成します。そのような専門家の見解は、民事信託を検討する相談者にとってなにより重要なアドバイスとなるでしょう。

本書が、税務の取扱いを正しく知り、過度に税務リスクを恐れることなく民事信託を有効に活用する一助となれば幸いです。

令和4年6月

税理士 座間泰明

第 1 章 | 民事信託の仕組み

1	そもそも信託とは	010
2	民事信託とは	013
3	民事信託の利用目的	014
4	民事信託の特徴	016
5	受益者と受益権の内容	018
6	信託の機能とメリット	021
7	民事信託のデメリット	032

第 2 章 | 信託課税（基本編）

1	信託課税の全体像	038
2	受益者等課税信託	040
3	民事信託における受益者等課税信託（自益信託）	042
4	受益者等課税信託の注意点（課税のタイミングと裁量信託）	044
5	受益者等課税信託の注意点（信託財産が不動産の場合）	051
6	受益者等課税信託の注意点（受益者の範囲）	053
7	受益者等課税信託の注意点（損失計上の制限）	061
8	法人課税信託	065
9	法人課税信託と譲渡所得税	068
10	法人課税信託と相続税	073
11	法人課税信託と贈与税	075
12	受益者連続型信託と相続税・贈与税	077

第3章 | 信託課税 (応用編)

1	受益権が複層化された場合の相続税・贈与税	082
2	受益権が複層化された受益者連続型信託の場合	089
3	信託を活用した節税は可能か	093
4	受益権が複層化された信託の所得税の課税	107
5	受益権が複層化された信託の所得税の課税 (譲渡所得税)	116
6	収益受益権の評価額が信託財産の価額を超える場合	118
7	信託と相続税における債務控除の問題	120

第4章 | 信託課税を踏まえた 民事信託の設計

1	信託の目的を決める	139
2	受託者を決める	140
3	法人を受託者とするか検討する	142
4	受益者を決める	148
5	その他の信託の当事者を決める	159
6	信託財産を決める	162
7	金銭や株式を信託財産とするか決める	163
8	信託の期間 (始まりと終わり) を決める	167
9	信託終了時に信託財産が誰のものになるかを決める	169
10	委託者の地位の相続について決める	171

第5章

信託の活用事例と 課税の取扱い

- 1 自宅を信託する事例 180
 - 2 有効利用する予定の不動産を信託する事例 186
 - 3 アパートなどの賃貸物件を信託する事例（受益者連続型信託）... 200
 - 4 アパートなどの賃貸物件を信託する事例（複層化信託） 215
 - 5 遺産分割の調整のための信託の事例（複層化信託） 227
 - 6 再婚者が後妻の相続後の承継者を指定する信託の事例（受益者連続型信託） 236
 - 7 名義預金と認定されないための信託の事例 240
 - 8 自社株の承継時に贈与税の負担を回避するための信託の事例 249
 - 9 子に自社株を贈与するが経営は引き続き自ら行うための信託の事例 253
 - 10 会社の資金繰り支援と相続税節税のための信託の事例 255
 - 11 不動産流通税の節税のための信託の事例 262
-

第6章

信託の会計

- 1 信託の会計の基本 268
- 2 受託者会計と受益者会計 271
- 3 受託者と受益者の仕訳の事例 275

第7章

税務署への提出書類 (法定調書)

1	受託者が提出する書類（信託開始時等）	286
2	受託者が提出する書類（信託期間中）	290
3	受益者が税務署に提出すべき書類	293

主な参考文献

参考文献のうち下記のものについては、太字の箇所のみを記載しています。

●書籍

- 新井誠「信託法 第4版」(有斐閣、2014)
- 伊庭潔編著「信託法からみた民事信託の実務と信託契約書例」(日本加除出版、2017)
- 遠藤英嗣「全訂 新しい家族信託 遺言相続、後見に代替する信託の実際の活用法と文例」(日本加除出版、2019)
- 奥村眞吾「事例と関係図で分かる相続税対策としての家族信託」(清文社、2016)
- 奥村眞吾「税理士が知っておきたい信託の活用事例と税務の急所」(清文社、2015)
- 川寄一夫著ほか「増補版 いちばんわかりやすい家族信託のはなし」(日本法令、2017)
- 金子宏「租税法 第24版」(弘文堂、2021)
- 神田秀樹・折原誠「信託法講義 第2版」(弘文堂、2014)
- 小林磨寿美編ほか「最近の難解税制のポイントと実務の落とし穴」(清文社、2011)
- 笹島修平「5訂版 信託を活用した新しい相続・贈与のすすめ」(大蔵財務協会、2020)
- 佐藤英明「信託と課税 (租税法研究双書)」(弘文堂、2000)
- 佐藤英明「スタンダード所得税法 第2版」(弘文堂、2016)
- 鯖田豊則「信託の会計と税務 第2版」(税務経理協会、2017)
- 潮見佳男「詳解 相続法」(弘文堂、2018)
- 菅野真美「事例でわかる税理士のための民事信託」(第一法規、2020)
- 高橋倫彦編著、平野和俊・小山浩・木村浩之共著、佐藤修二監修「受益権複層化信託の法務と税務」(日本法令、2020)

- 谷口勢津夫『税法基本講義 第7版』(弘文堂、2018)
- 寺本昌弘『逐条解説 新しい信託法 補訂版』(商事法務、2008)
- 道垣内弘人『信託法』(有斐閣、2017)
- 長崎誠ほか『事業承継・相続対策に役立つ家族信託の活用事例』(清文社、2016)
- 成田一正・金森健一・鈴木望著ほか『賃貸アパート・マンションの民事信託の実務』(日本法令、2019)
- 能見義久・道垣内弘人編『信託法セミナー3 受益者等・委託者』(有斐閣、2015)
- 樋口範雄『入門 信託と信託法 第2版』(弘文堂、2014)
- 平川忠雄監修ほか『民事信託実務ハンドブック』(日本法令、2016)

●記事

- 喜多綾子『『受益者等が存しない信託』の課税と受益者等の意義-目的信託を中心として-』立命館法学 318号 (2008)
- 佐々木誠「受益権が質的に分割された信託に対する所得税の課税に関する考察」税大論叢 92号 (2018)
- 坂田真吾「信託内借入の債務控除に関する一考察 相続税法9条の2第4項の適用問題」税務弘報 68巻5号 (2020)
- 成田一正「委託者兼受益者に相続が発生した場合の債務控除」家族信託実務ガイド 19号 (2020)
- 宮田浩志「委託者の地位の承継に関する条項」家族信託実務ガイド 17号 (2020)

第1章

民事信託の仕組み

- 1 そもそも信託とは
- 2 民事信託とは
- 3 民事信託の利用目的
- 4 民事信託の特徴
- 5 受益者と受益権の内容
- 6 信託の機能とメリット
- 7 民事信託のデメリット

1

そもそも信託とは

仕組み

「民事信託に関する税務の取扱い」の解説を始める前に、「そもそも信託とは何か？」から話を始めます。「そんなことぐらいは分かっているよ」という人は、第2章にお進みください。

信託の定義として、信託法は次のように定めています。

◆ 信託法2条1項

「信託」とは、(略) 特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。(略)）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

「そもそも信託とは」と問われた場合、この定義が最も正確な答えです。とはいえ、これだけでは抽象的で分かりにくいので、もう少しかみ砕いてみましょう。

信託はまず、自分（「委託者」といいます）の大切な財産を、信頼できる人（「受託者」といいます）に託す（預ける）ことから始まります。

次に、受託者は、託された財産を委託者が決めた目的に従って管理・運用をします。

最後に、受託者は、信託された財産を管理・運用した結果として生じた利益を委託者が指定した人（「受益者」といいます）に渡します。

これが信託の最も基本的な仕組みです。

◆ 図1 信託の基本（他益信託）



出典：信託協会ホームページ¹を基に修正

図1のように、信託には必ず、委託者・受託者・受益者というプレイヤーと信託財産が登場します。

◆ 用語

委託者	財産の所有者。財産を預ける（信託する）人。
受託者	財産を預かって（信託されて）管理・運用する人。具体的には家族、信託銀行など。
受益者	恩恵を受ける人。信託財産から生じる利益を得る人。
信託財産	委託者の財産。信託する対象財産。

これら用語は、これから何度も登場しますので、きちんと押さえましょう。

これら用語を用いると、信託は次のように定義できます。

¹ <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/base/>
12 頁の図2も同様。

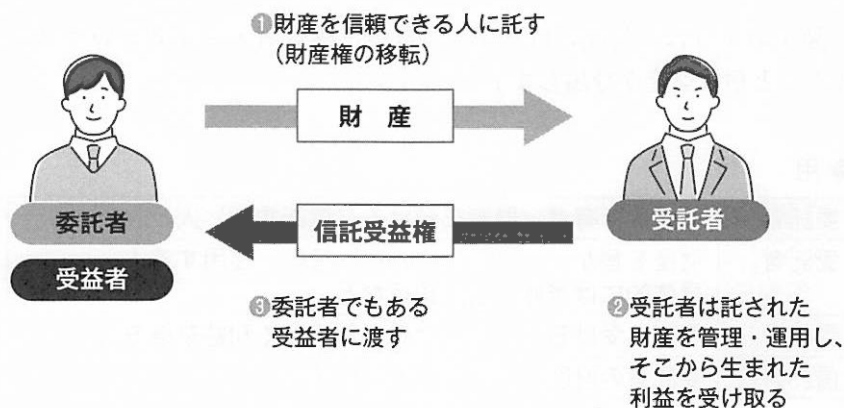
信託とは、委託者が受託者に自分の財産を託し、委託者が決めた信託の目的に従って、受益者のために、受託者がその財産を管理・運用する制度をいう。

なお、図1のように、自分以外の受益者のためにする信託を「他益信託」といいます。

一方で次の図2のように、委託者自らが受益者になることもできます。このような「委託者と受益者が同一人物である信託」を「自益信託」といいます。

つまり、信託は「誰かのために」財産を管理・運用できるだけでなく、「自分のために」財産を管理・運用することもできるのです。

◆ 図2 自益信託



出典：信託協会ホームページを基に修正

本書のテーマである民事信託においては、この自益信託が最も活用事例が多いです。税務上のデメリットが少ないからです（税務については第2章以後で後述）。

2

民事信託とは

仕組み

信託は、「民事信託」と「商事信託」に大別されます。その違いは受託者が誰になるかという点です。

民事信託の受託者は、主に家族や親族です。そのため、民事信託は、家族信託²とも呼ばれています。

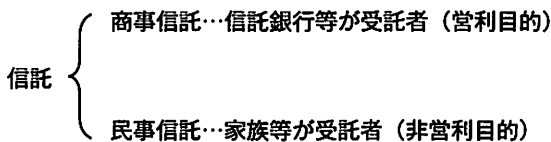
商事信託の受託者は、信託銀行や信託会社です。

このような受託者の違いは、信託の利用目的の違いに結び付きます。

民事信託の利用目的は、家族の財産管理やその財産の承継が中心です。すなわち、民事信託は、営利を目的としない（非営利目的）で設定されるものです。

一方、商事信託の利用目的は、財産管理や財産の運用（投資）が中心です。信託銀行や信託会社のビジネスを目的として設定されるものであり、営利目的です。

◆ 信託の種類



本書は民事信託をテーマとするものです。以後、特にことわりのない限り、信託は民事信託であることを前提とします。

² 「家族信託」は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標。

3

民事信託の利用目的

仕組み

従来、わが国における信託は、商事信託を中心に発展し、民事信託はほとんど利用されていない状況が続いていました³。しかも、商事信託は、金銭を信託する金銭信託を中心とした財産の運用（投資）のための信託が中心でした⁴。一般に「信託」と聞いて、金銭を株式や債券などで運用する投資信託をイメージする人が多いのも、そのためでしょう。

もちろん、投資信託だけが信託ではありません。信託は本来、財産管理の一つの方法です⁵。

信託のうち民事信託は、主に家族の財産の管理・財産の承継の手段として利用されます。具体的には、

- ・ 認知症等により財産管理に支障が生じる事態を防止する認知症対策
- ・ 死亡による財産承継を円滑にするための相続対策
- ・ 事業承継を円滑にするための事業承継対策
- ・ 財産の承継時の節税対策

などを目的として信託を設定します。

このうち節税については、「民事信託に節税効果はない」とする見解をインターネット上等でしばしば見受けます。はたしてこの見解は妥当なものなのでしょうか。

例えば、不動産を次世代へ承継する手段の一つとして贈与や親族間での売買が考えられますが、その際、不動産取得税や名義変更登記の際の

3 神田秀樹・折原誠「信託法講義」7頁

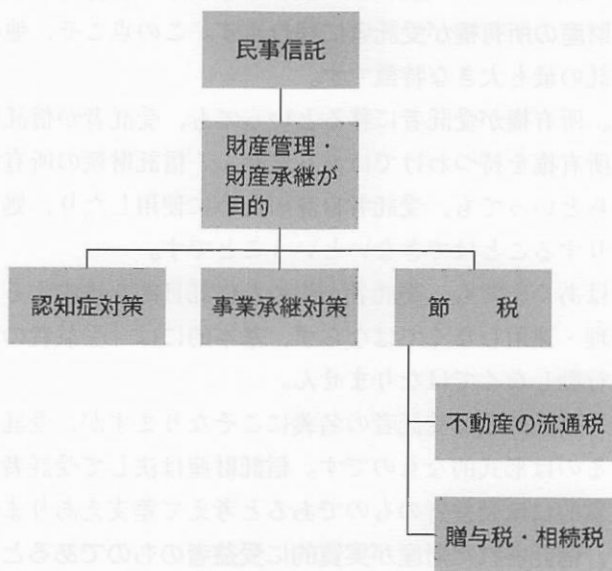
4 神田秀樹・折原誠「信託法講義」7頁。なお現在、商事信託における信託の活用目的は、資産の流動化・証券化など多様化している。

5 神田秀樹・折原誠「信託法講義」1頁

登録免許税がコストとして発生します。この不動産取得税や登録免許税などの流通税については、贈与や売買の場合よりも信託を活用の方が低くなります（詳しくは後述）。このため、筆者の知る限りでも、不動産の流通税の節税のために信託を利用する事例が少なからず存在しています。さらに、贈与税・相続税の節税効果が生じる活用の仕方も存在します。

節税目的で民事信託を活用することは、好ましいものではないのかもしれない。しかし、少なくとも「民事信託に節税効果はない」と言い切ることは誤っているといえます。

◆ 民事信託の利用目的



4

民事信託の特徴

仕組み

信託は、委託者・受託者・受益者の三者の関係に基づく制度です。前述のとおり、委託者が保有する財産を契約などにより⁶、受託者に託すことから信託が始まります。一般的には、これを「信託する」といっています。

「信託する」ことで、委託者の財産は受託者の名義になります。つまり、信託財産の所有権が受託者に移ります。この点こそ、他の制度にはない、信託の最も大きな特徴です。

ただし、所有権が受託者に移るといっても、受託者が信託財産に対する完全な所有権を持つわけではありません。信託財産の所有権が受託者にあるからといっても、受託者自身のために使用したり、処分したり、運用したりすることはできないということです。

受託者はあくまでも、委託者が決めた信託目的を達成するために信託財産を管理・運用しなくてはならず、基本的には「受益者の利益のためにのみ」行動しなくてはなりません。

つまり、信託財産は受託者の名義にこそなりますが、受託者に所有権が移転するのは形式的なものです。信託財産は決して受託者のものではなく、実質的には受益者のものであると考えて差支えありません。

そして、信託された財産が実質的に受益者のものであるという考え方が、税務の取扱いにおける基本的な考え方です。

⁶ 信託は、遺言による設定もできるが、通常は契約により設定する（川崎一夫「いちばんわかりやすい家族信託のはなし」46頁）。

著 者

税理士 ^{ど ま やすあき} 座間 泰明

昭和 41 年東京都生まれ。慶應義塾大学商学部卒業後、信託銀行に 28 年間勤務。信託銀行では、遺言信託等の相続業務や資産運用の相談業務に長年従事。

平成 28 年信託銀行を中途退社し、税理士業界へ転職。

令和元年税理士登録。同年に座間泰明税理士事務所を開業し、現在に至る。相続税等の資産税を得意分野とし、民事信託のコンサルティング業務にも注力している。

論文「受益権評価と課税方式との関係からみた福祉型信託課税のあり方」で第 27 回租税資料館賞を受賞。

論文「受益権複層化信託と未実現の経済的利益に対する相続税・贈与税課税」で第 42 回日税研究賞を受賞。